

令和6年(ワ)第37号 美浜原発3号機運転差止仮処分命令申立却下決定に対する

抗告事件

抗告人 林広和ほか8名

相手方 関西電力株式会社

## 抗告審準備書面(14)

(避難計画について)

2025年7月3日

名古屋高等裁判所金沢支部御中

抗告人ら代理人 弁護士 河 合 弘 之

同 井 戸 謙 一

同 笠 原 一 浩

ほか

本書面では、2025年6月22日開催の原子力規制委員会の伴信彦委員の講演内容に基づき、避難計画の問題点を補充して主張する。

### 目次

第1 伴信彦委員の講演 .....	2
第2 避難計画策定に際して想定されている放射性物質放出量 .....	3

1	福島第一原発事故の100分の1しか想定していない.....	3
2	「最悪の事態」（最大クラスの事故）を想定できない.....	3
3	第4の防護階層が機能した場合と同等の放出量にしか備えていない.....	4
4	福島第一原発事故相当の放出量を想定すべきこと.....	5
第3	避難計画で被ばく量100mSv/週を目安とするこの問題.....	5
1	原子力規制委員会は1週間で100mSvを目安.....	5
2	公衆被ばく限度は年間1mSv.....	6
3	福島第一原発事故時の原発作業員の被ばく量.....	6
	(1) 原発作業員の被ばく限度.....	6
	(2) 福島第一原発事故対応作業員の被ばく量.....	7
第4	第5の防護階層を骨抜きにしていること.....	8

## 第1 伴信彦委員の講演

原子力規制委員会の伴信彦委員は、2025年6月22日、柏崎刈羽原発の立地する柏崎市での講演会で、

- ① 原子力規制委員会が2018年に決定した「想定する事故に対して一般の被ばくが100mSv（ミリシーベルト）を超えないとする目標」について紹介し、「想定する事故」とは「備えることが合理的と考えられる事故」であること
- ② 「皆さん『えっ』と思われるかもしれないが、事故が想定を大きく上回るようなものであれば、当然100mSvを超えて被ばくすることもあり得る」こと
- ③ 「最悪の事態を想定し、それを前提にした計画をつくるべきだ」との意見があることを紹介しつつ、「最悪の事態が定義できない」こと
- ④ 福島第一原発事故や旧ソ連のチェルノブイリ原発事故よりももっと深刻な事故は考えられるとし、「気持ちとしては、これ以上ない事故を定義して、私たちの防災態勢を駆使すれば、被ばくを少なくして安心できるかもしれないが、

残念ながらそれはできない」こと  
などと講演した（甲318）。

## 第2 避難計画策定に際して想定されている放射性物質放出量

### 1 福島第一原発事故の100分の1しか想定していない

上記発言①で伴委員が「想定する事故」は「備えることが合理的と考えられる事故」と述べる事故とは、セシウム137の放出量が100TBq（テラベクレル）に相当するものを指すと解される（乙282・2頁）。

他方、原子力規制委員会は、福島第一原発事故によるセシウム137の総放出量は約1万TBqとしている（乙29「新規制基準の考え方について」162頁）。

そうすると、避難計画の前提とされるセシウム137の放出量100TBqは、福島第一原発事故の約100分の1でしかない。

### 2 「最悪の事態」（最大クラスの事故）を想定できない

災害対策の検討に当たっては、最大クラスの災害（最悪の事態）を想定し、対策を検討することが求められる。防災基本計画では、地震について、「地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定」とあり、「最大クラスの地震」も想定することとされている（乙133・106頁）。津波についても、「津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定」（乙133・127頁）、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」を想定することとされている（乙133・128頁）。

ところが、伴委員は、上記講演会で、原発事故については「最悪の事態が定義できない」（上記発言③）とし、福島第一原発事故や旧ソ連のチェルノブイリ原発事故よりももっと深刻な事故は考えられるとし、「気持ちとしては、こ

れ以上ない事故を定義して、私たちの防災態勢を駆使すれば、被ばくを少なくして安心できるかもしれないが、残念ながらそれはできない」（上記発言④）と述べた。

つまり、現状の避難計画は、最悪の事態（すなわち、伴委員の言う「福島第一原発事故やチェルノブイリ原発事故よりももっと深刻な事故」）を想定した対策ではない。原発事故の避難計画は、一般の災害対策で要求されるレベルに到達していないのである。

### 3 第4の防護階層が機能した場合と同等の放出量にしか備えていない

また、セシウム137の放出量100TBqの出所であるが、第4の防護階層である重大事故等対策の審査において、格納容器破損モードに対する対策の有効性確認としてセシウム137の放出量が100TBqを下回っていることを確認するとされている（乙29・161頁、162頁。設置許可基準規則37条2項、同規則37条2項の解釈2-3(c)、同ガイド3.2.1

(6))。これを前提にすると、避難計画の前提とされるセシウム137の放出量が100TBqという事故は、第4の防護階層の格納容器破損モードに対する対策の有効性確認基準（100TBqを下回ることの確認）の上限とほぼ同じである。つまり、第4の防護階層が機能した場合と同等の放出量といえる。

これでは、深層防護の考え方において不可欠とされる「各防護階層が独立して有効に機能すること」を満たしていない。すなわち、各防護階層が独立して有効に機能するという点からは、第4の防護階層が機能しない場合であっても、第5の防護階層によって住民らの生命、身体を保護できなければならない。

ところが、現状の避難計画は、第4の防護階層が機能した場合と同等の場合にしか備えていないのである。伴委員が避難計画の前提とした「備えることが合理的と考えられる事故」とは、第4の防護階層が有効に機能した場合の事故であるが、IAEAの深層防護の考え方に照らしても、そのような楽観的な見通しは原発事故においては到底許容されない。これでは、第5の防護階層の準備

を怠っていたために多数の死傷者を出してしまった福島第一原発事故の繰り返しとなる可能性が強いのである。

#### 4 福島第一原発事故相当の放出量を想定すべきこと

現状の避難計画は、上記のとおり、福島第一原発事故の100分の1の放出量しか想定していない。放出量の想定が少なければ、避難を要すると想定される区域は狭く、避難を要すると想定される人口も少なくなる。そのため、渋滞時間、避難退域時検査場所の資機材・人員、安定ヨウ素剤配布の場所・人員、甲状腺モニタリングの場所・人員の想定など、あらゆる放射線防護の場面における想定及びそれに対する対策が小規模にとどまる。想定よりも大きな事故が起きてしまうと、たちまち、広範囲の地域が避難すべき地域となり、避難者も多数に上り、交通渋滞が各所で発生し、検査に従事する人員も資機材も足りないなど、事前準備なくしては対応できない事態の発生が容易に想定される。

原発事故による被害を二度と繰り返さないためには、いくら小さく見積もっても、過去に起きた原発事故である福島第一原発事故相当の放射性物質放出量を想定した避難計画を策定しなければならない。すなわち、福島第一原発事故相当の放射性物質が放出された場合であっても、住民らの生命、身体を守ることのできる避難計画でなければならない。

### 第3 避難計画で被ばく量100mSv/週を目安とすることの問題

#### 1 原子力規制委員会は1週間で100mSvを目安

伴委員の上記発言①の2018年決定とは、原子力規制委員会の「原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて」と題する文書(乙282)(以下「規制委文書」という。)を指すと解される。

規制委文書では、「原子力災害発生初期(1週間以内)の緊急時を対象に、原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやす(以下「事前対策めやす線量」という。)」を「実効線量で100mSvの水準とする。」として

いる（乙282）。

「事前対策めやす線量」とは、「その線量を上回る被ばくの発生がないように防護戦略を策定するための、被ばく線量についての水準を表すものである。」とされている（乙282・1頁）。そして、「一般公衆の被曝がその水準以下に納まるように計画を立てることにより」、「重篤な確定的影響を回避又は最小化する。」「確率的影響のリスクを合理的に達成可能な限り低く保つ」ことを確実にする、とされている（乙282・1頁）。

つまり、避難計画で許容する被ばく量は、1週間で100mSvを目安とされている。

## 2 公衆被ばく限度は年間1mSv

しかし、1週間で100mSvもの被ばくは、1年間で1mSvとされている公衆被ばく限度（（詳細は原審の準備書面（6）別紙）の約5200倍にも達する甚大な被ばく量である。住民らが浴びてよい被ばく量ではない。

原子力関連法令は、年間1mSvを限度とすることによって、国民の生命、身体を保護することを企図しているのである（原審の準備書面（6）別紙）。これほどの甚大な被ばく量を法令の規定もなく避難計画の前提とすることは、これら原子力関連法令に違反している。

## 3 福島第一原発事故時の原発作業員の被ばく量

1週間で100mSvもの被ばくは、福島第一原発事故時の原発作業員の被ばく量と比較しても、あまりにも甚大である。

### (1) 原発作業員の被ばく限度

福島第一原発事故当時、原発作業員の法定被ばく限度は通常時で50mSv/年かつ100mSv/5年、緊急作業（事故対応作業）時に100mSvとされていた（甲319の2）。

2011年3月14日には福島第一原発の緊急作業中の被ばく限度を100mSvから250mSvへ引き上げる特例省令が施行された（甲319の

2)。

その後、同年12月16日に250mSvの特例省令を廃止し、原則として通常時の被ばく限度50mSv/年かつ100mSv/5年が適用され、原子炉冷却等の作業従事者（東電社員のみ約500人）は、引き続き緊急作業時の被ばく限度（100mSv）が適用されることになった（甲319の2）。

つまり、1週間で100mSvは、原発事故直後に事故対応や、原子炉冷却作業等といった重大で緊急の業務に従事する原発作業員について適用される被ばく量である。避難する立場にある住民らに適用されてよい被ばく量ではない。

(2) 福島第一原発事故対応作業員の被ばく量

福島第一原発事故に対応した作業員の被ばく量をみると、250mSv超が6人、100mSv超が174人とされている（甲319の2）。

表1. 震災発生後からの全作業員の累積被ばく線量

区分(mSv)	H23.3~H27.11月累積線量		
	東電社員	協力会社	計
250超	6	0	6
200超~250	1	2	3
150超~200	26	2	28
100超~150	117	20	137
75超~100	311	259	570
50超~75	330	1,690	2,020
20超~50	631	6,301	6,932
10超~20	620	5,628	6,248
5超~10	495	5,327	5,822
1超~5	871	9,518	10,389
1以下	1,255	12,481	13,736
計	4,663	41,228	45,891
最大(mSv)	678.80	238.42	678.80
平均(mSv)	22.45	11.52	12.63

(甲319の2・右下41番の頁)

これを見ても、1週間で100mSvという原子力規制委員会の上記目安は、重大で緊急の業務に従事する原発作業員の被ばく量と同等であることが

わかる。

住民らは原発事故対応作業に従事する立場にはなく、避難する立場にある。1週間で100mSvという上記目安は、住民らを被ばくから守るものではなく、原発事故対応に従事する原発作業員と同等の被ばくを強いるものである。

したがって、1週間で100mSvという上記目安は、住民らの生命、身体を保護することを目的とする避難計画の前提としてはならない。

#### 第4 第5の防護階層を骨抜きにしていること

1 伴委員の上記発言①「想定する事故に対して一般の被ばくが100mSvを超えないとする目標」との発言を検討すると、

(1) 避難計画で想定する事故としては、100TBqという福島第一原発事故の100分の1の放出量しか想定せず、しかも100TBqは第4の防護階層が機能した場合の放出量の上限とほぼ同じであり、第4の防護階層が機能しない場合の放出量を想定したものとはいえないこと（上記「第2」）

(2) 1週間で100mSvを避難計画策定の目安として、福島第一原発事故時に原発敷地内で原発事故収束作業に従事した作業員と同等の被ばく量を、一般市民らに強いること（上記「第3」）

が読み取れる。

つまり、避難計画策定に際しては福島第一原発事故と比較すると100分の1の小さな放出量を想定し、他方、避難計画に基づく避難をした場合の被ばく量は、福島第一原発事故収束作業員と同等の被ばく量を下回ればよいとされている。

2 しかし、福島第一原発事故と比較して100分の1の小さな放出量を想定した場合、一般市民が、福島第一原発事故時に原発敷地内で事故収束作業をしていた者と同等の被ばくをすることはおよそ考え難い。

つまり、伴委員の発言及び規制委文書によると、現状の避難計画は、住民ら

が100mSvもの被ばくをするほどの放出量を想定していないため、避難計画がいかなる内容であっても被ばく量は目安以下となるからくりである。しかし、放射性物質の放出量が100TBq以下に治まることの根拠が乏しい以上、これでは實際上、住民らを被ばくから何ら守っていないという他はない。

伴委員の発言によって、規制委文書に基づく現状の避難計画は、深層防護の第5の防護階層を骨抜きにし、住民らの生命、身体を被ばくから守らない、まやかしであることが明らかになったのである。

以上